

# 建物の所有者・管理者の方へ

住まなくなっても

## 建物を適切に管理しましょう

### ■建物を放置すると 様々な問題が生じます

- ・不審者の侵入のおそれがあります。
- ・放火による火災の危険性が高まるおそれがあります。
- ・建物が傷み、外壁の脱落や屋根瓦の落下、塀の破損により近隣や通行人などにケガをさせるおそれがあります。

### ■お持ちの建物を 適切に管理していますか？

所有者の管理が不適切だったため他者に損害を与えたときは、所有者が責任を問われる場合があります。  
周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、問題が発生する前に適切な管理を行いましょう。



### 現地確認のポイント



草木を手入れしていますか  
(その他)



フェンスや塀、擁壁が劣化していませんか



換気や水回りの通水をしていますか

ポストにチラシなどがたまっていませんか

部屋に不審者が侵入した形跡はありませんか

庭にゴミが落ちていませんか

駐車場や通路などの排水溝が詰まっていませんか

屋根や外壁が劣化していませんか

ベランダが劣化していませんか など

### <注意> 空き家対策の法律に基づき「指導」などをされる場合があります！

近年、適正に管理されずに周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が増加していることを踏まえ、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

特に適切に管理されていない空き家は、「特定空家等」に指定され、町から「指導」を行う場合があります。

なお、指導後も改善が見られない場合には、「勧告」を行い、固定資産税等の住宅用地の特例(税金の軽減)が受けられなくなります。